

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和6年9月17日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部

長寿社会課長 今村 一幸

1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 介護の魅力発信事業に係るさがケアの特集記事作成及び
会員向けメール作成業務委託
- (2) 委託内容 入札説明書のとおり
- (3) 履行場所 佐賀県が指定した場所
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和7年2月28日まで

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 佐賀県内に本店を有する者、又は佐賀県内に支店等を有し、県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関などにおいて手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 過去3年間に同種業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 平成3年法律第77号 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続きに関する事項

(1) 担当課

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉部 長寿社会課 介護指導担当(新館3階)

電話 0952-25-7105

E-mail : kaigoshidou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

令和6年9月17日(水)から令和6年9月27日(金)まで佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載します。

(3) 入札者に求められる業務及び競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、別に定める競争入札参加資格確認申請書に、入札説明書に規定する書類等を添付したうえ、3の(1)の担当課まで持参又は郵送により提出してください。

郵送による場合は記録の残る方法とし、提出期限までに必着のこととします。期限を過ぎて到着したものは受付しません。

また、封筒には「介護の魅力発信事業に係るさがケアの特集記事作成及び会員向けメール作成業務委託入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きしてください。

イ 競争入札参加資格確認申請書類等の提出期限

令和6年9月27日(金)午後5時

ウ 提出書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならないものとします。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

エ 競争入札参加資格確認の結果は、令和6年10月11日(金)までに通知します。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和6年10月22日(火)午前11時

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁旧館3階 部内会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札又は郵便による入札

(入札書を郵送する場合は、記録の残る方法とし、令和6年10月21日(月)午後5時までに3の(1)に必着とします。到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「介護の魅力発信事業に係るさがケアの特集記事作成及び会員向けメール作成業務委託に係る入札書在中」と朱書きしてください。)

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

(6) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実に認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実に認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 規則第103条第3項第1号に該当する県を被保険者とする入札保証保険契約(見積る契約金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有して

おり、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

エ 入札保証金等は次の各号の時期に還付する。

(7) 落札者以外の者 落札者決定後

(イ) 落札者 契約締結後

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札保証金が（6）に規定する金額に達しない者

オ 1 人で 2 以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のない者

キ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(9) 入札・開札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(10) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(11) 再度入札に関する事項

各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

入札は3回を限度とし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

(12) 契約条項を示す場所

(1) に同じ。

4 契約保証金

(1) 契約書の作成の要否 要

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第115条第1項に基づき契約金額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条第1項の規定に基づき、3の(6)のイの各号に掲げる担保を供することができます。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ア) 当該契約について保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

エ 契約保証金については、完了検査の完了後に返還します。

5 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。

(2) 詳細は入札説明書によります。